



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

398	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
399	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
400	〃	(〃).....	2
401	〃	(〃).....	3
402	〃	(〃).....	3
403	クリーニング師の研修の指定	(食品・生活衛生課).....	3
404	クリーニング所の業務従事者講習の指定	(〃).....	4
405	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	4
406	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
407	道路の供用開始	(〃).....	5
408	道路の区域変更	(〃).....	5
409	道路の供用開始	(〃).....	5
410	道路の区域変更	(〃).....	6
411	道路の供用開始	(〃).....	6
412	道路の区域変更	(〃).....	6
413	道路の供用開始	(〃).....	7
414	道路の区域変更	(〃).....	7
415	道路の供用開始	(〃).....	7
416	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8

○ 選挙管理委員会告示

*53	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	8
*54	〃	8

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	9
	〃	(〃).....	9
	〃	(〃).....	10

告 示

和歌山県告示第398号

平成23年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成23年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
158,396,795円 (うち消費税及び地方消費税の額7,542,704円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第399号

和歌山県紀の川市桃山町神田の一部の地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成22年12月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町神田の一部の地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町神田の一部の地区
- 5 認証年月日
平成23年4月6日

和歌山県告示第400号

和歌山県御坊市明神川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成22年12月24日まで
- 3 成果の名称

和歌山県御坊市明神川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市明神川の一部地区

5 認証年月日

平成23年4月6日

和歌山県告示第401号

和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県御坊市

2 調査を行った時期

平成21年4月1日から平成22年12月27日まで

3 成果の名称

和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区

5 認証年月日

平成23年4月6日

和歌山県告示第402号

和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成17年10月5日から平成20年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区

5 認証年月日

平成23年4月6日

和歌山県告示第403号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成23年8月28日（日）	紀南文化会館（田辺市新屋敷町1）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第404号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

(1) 講習受付期間 平成23年5月23日から同年6月20日まで

(2) レポート提出締切年月日 平成23年8月22日

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
有市柔 24-22	大西崇仁	大西接骨院	有田市港町40-5	平成 23.1.1

和歌山県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市上谷字中曽697番2地先から同市上谷字井戸尻734番5地先まで	旧	3.29 } 13.17	230.00	
同上	新	20.76 } 47.89	230.00	

和歌山県告示第407号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字中曽697番2地先から同市上谷字井戸尻734番5地先まで

供用開始の期日 平成23年4月15日

和歌山県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市上谷字日影761番1地先から同市上谷字大曾根724番地先まで	旧	4.45 } 14.00	103.00	
同上	新	7.75 } 19.00	99.00	

和歌山県告示第409号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字日影761番1地先から同市上谷字大曾根724番地先まで

供用開始の期日 平成23年4月15日

和歌山県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 山田御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
橋本市菖蒲谷字塙570番4地先から同市菖蒲谷字霜臺947番8地先まで	旧	5.99 } 11.01	259.70	菖蒲谷橋 L=9.50
同上	新	8.70 } 12.65	227.16	新菖蒲谷橋 L=20.90

和歌山県告示第411号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田御幸辻停車場線

供用開始の区間 橋本市菖蒲谷字塙570番4地先から同市菖蒲谷字霜臺947番8地先まで

供用開始の期日 平成23年4月15日

和歌山県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中田字尾保手75番1地先から同町中田字下西335番1地先まで	旧	4.01 } 14.98	185.19	
同上	新	12.79 } 32.38	154.57	

和歌山県告示第413号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 野上清水線

供用開始の区間 海草郡紀美野町中田字尾保手75番1地先から同町中田字下西335番1地先まで

供用開始の期日 平成23年5月1日

和歌山県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡湯浅町大字田字山崎1068番3地先から同町大字田字山崎1070番1地先まで	旧	5.73 } 5.87	34.02	
同上	新	5.73 } 7.40	34.02	

和歌山県告示第415号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字田字山崎1068番3地先から同町大字田字山崎1070番1地先まで

供用開始の期日 平成23年4月15日

和歌山県告示第416号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3129	有田市野字南生殿558番3の一部	有田市野97番地 富山治美	平成 23. 4. 6	5.00	35.00

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第53号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年4月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

第1項の表中 「医療法人富田会 富田病院 殿田胃腸肛門病院」を「医療法富」

岩出市紀泉台2番地
岩出市宮117番地の7

人富田会 田病院 岩出市紀泉台2番地 に改める。

第4項の表中 「社会福祉法人ゆたか会障害者支援施設 リハビリ橋本 和歌山県立南紀福祉センター 牟婁あゆみ園」を「社会福支援施リ」

橋本市柱本22番地
西牟婁郡上富田町岩田2457番地の1

社法人ゆたか会障害者 設 橋本市柱本22番地 に改める。

ハビリ橋本

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号 (不在者投票管理者となる病院等の指定) の一部を次のように改正する。

平成23年4月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第1項の表中	医療法人富田会 富 田 病 院	岩出市紀泉台2番地	を	医療法 富 医療法 殿
--------	--------------------	-----------	---	----------------------

人富田会 田 病 院 人殿田会 田 胃 腸 肛 門 病 院	岩出市紀泉台2番地 岩出市宮117-7	に改める。
--	------------------------	-------

第4項の表中	社会福祉法人ゆたか会障害者 支援施設 リ ハ ビ リ 橋 本	橋本市柱本22番地	を	社会福 支援施 リ 傘
--------	--------------------------------------	-----------	---	----------------------

祉法人ゆたか会障害者 設 ハ ビ リ 橋 本 婁 あ ゆ み 園	橋本市柱本22番地 西牟婁郡上富田町岩田2457番地の1	に改める。
---	---------------------------------	-------

第5項の表中	医療法人殿田会老人保健施設 や す ら ぎ 苑	岩出市清水311番地の1	を	介護老 や
--------	----------------------------	--------------	---	----------

人保健施設 す ら ぎ 苑	岩出市清水311番地の1	に改める。
------------------	--------------	-------

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

由良町から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
由良都市計画臨港地区 (由良港臨港地区) の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

串本町から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第2

項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
古座都市計画臨港地区（古座港臨港地区）の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

串本町から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
串本都市計画臨港地区（袋港臨港地区）の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課